

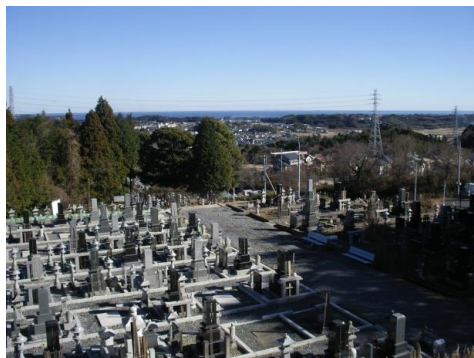
墓所使用者募集案内書

じゅうおうれいえん 日立市十王霊園

～太平洋と十王の街並みをのぞむ霊園～

1 十王霊園の概要

- (1) 名 称 日立市 じゅうおうれいえん 十王霊園
- (2) 所 在 地 日立市十王町友部 7 3 1 番地 4
- (3) 区 画 数 3 0 2 区画
- (4) 施設・設備 駐車場 (29 台)
水汲み場 4 ヶ所 (手桶あり)



2 募集している墓所と墓所使用料、霊園管理料など

令和7年11月1日現在

種別	募集 区画数	面積	規模 (間口×奥行)	墓所使用料		霊園管理料 (年)	仕 様
				市内のかた	市外のかた		
第1種	8基	7㎡	2.5×2.8m	217,330円	260,796円	4,190円	・囲障(境界縁石)、納骨施設付きです。 ・設置物、高さなどに制限があります。
第2種	1基	5㎡	2×2.5m	154,500円	185,400円	3,250円	

- (1) 受付は、先着順になります。
- (2) 使用を希望する区画を自由に選択できます。現地を確認のうえ申込みしてください。
- (3) 墓所使用料には、墓碑等の設置費用は含まれておりません。
- (4) 霊園管理料は、1年分の金額です(使用料とは別途に納めていただきます。)

霊園の共有部分(通路、緑地等)の維持管理に使われ、納付は1年ごとになります。

3 申込者資格

- (1) 墓を必要としているかたであれば、どなたでも申し込むことができます。
- (2) 申込みは、一世帯につき1通(1区画)のみです。二重申込み及び虚偽等の不正申込をされた場合は、無効となります。

4 申込みから使用までの流れ

項 目	期 日	内 容
(1) 使用許可申請	平日 午前 9 時から 午後 4 時 30分まで	次の書類等を 環境推進課衛生管理係窓口 へ提出してください。 ①「墓所使用許可申請書」 ・申請者の項目に記入してください。 ・希望する区画は記入しないでください。 ②「住民票抄本」（日立市に住所のある方を除きます。） ・本籍記載、申込日前 1 ヶ月以内に交付されたもの ③「切手 1 4 0 円分」
(2) 使用料・管理料 納付通知書の 発送	申込日の 翌月初旬	書類審査後、「使用予定者」となったかたに墓所 使用料及び霊園管理料の納付通知書を郵送します。
(3) 使用料・管理料 の納付	指定の 納付期限	<u>納付通知書に記載された納付期限までに、お近くの 金融機関、市民課、各支所のいずれかで納付してください。</u> ①墓所使用料及び霊園管理料の領収書は、墓所使用許可 証の交付の際必要となりますので、大切に保管してく ださい。 ②納付期限までに墓所使用料及び霊園管理料を納付しな いときは、使用を辞退したものととして取り扱います。 (辞退される場合は、所定の辞退届に署名・捺印をし ていただきます。)
(4) 墓所使用許可証 の交付	申込翌月	墓所使用料及び霊園管理料を納付されたかたに「墓所 使用許可証」を交付します。 時 間：午前 9 時から午後 4 時 3 0 分まで (休日は交付できません。) 場 所：日立市役所 環境推進課 衛生管理係 ①窓口交付の際、墓所使用料及び霊園管理料の領収書を 提示していただきます。 ②(1)の手続きで郵送による交付を希望されているかた には郵送します。
(5) 墓所の使用開始	墓所使用 許可証の 交付日	<u>許可証が交付された日から使用開始</u> となります。 使用開始日前には、墓碑等の設置工事や焼骨の埋蔵は できません。

5 霊園管理料の納入方法について

翌年度からの霊園管理料の納付方法については、下記の二つの方法がありますので、どちらかの方法をお選びください。

(1) 口座振替による納入

「市税等預金口座振替依頼書」に必要事項を記入し、口座を開設している各金融機関に提出してください。 *利用できる金融機関は依頼書をご覧ください。

(2) 納入通知書による現金での納付

市から送付する納入通知書により現金で、金融機関、市役所市民課、各支所で納入します。

6 墓所使用上の注意

(1) 納付された墓所使用料は、原則として返還しません。ただし、許可を受けた使用開始の日から3年以内に墓所を使用しなくなったときは墓所使用料の半額、3年を超え10年以内に墓所を使用しなくなったときは4分の1の額を返還します（下記のいずれにも該当する場合に限ります）。

(①墓所を現状に回復すること。②墓碑等を設置したことがないこと。③焼骨を埋蔵したことがないこと。)

(2) 墓所を使用しなくなった場合は、未使用月数分の霊園管理料を返還します。

(3) 墓所には、焼骨以外は埋蔵することはできません。

(4) 墓所使用権の譲渡、転貸はできません。

(5) 初めから設置している地下納骨施設の形状を変更することはできません。

(6) 墓所に墓碑等を設置する場合は、設備の種類、設置場所、寸法等について制限がありますので、「7 墓碑等の設置基準」を参照してください。

(7) 墓碑に家名を表示する場合は、原則として墓所の使用許可を受けたかたの姓とします。

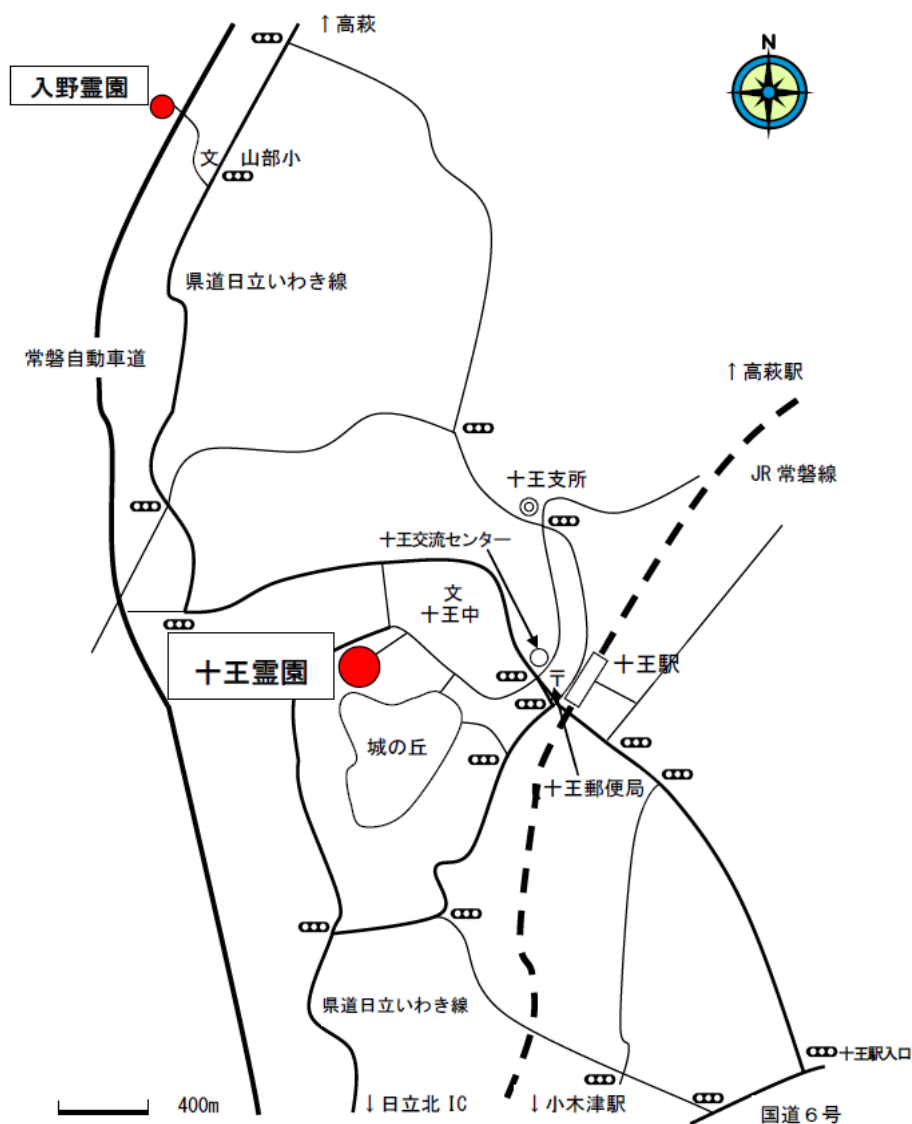
(8) 墓碑等の設置は、使用者の負担で施工してください。（工事期間は1ヶ月以内です。）

(9) 墓所は、使用者の責任において除草清掃して清潔に使用し、他に迷惑を及ぼさないようにしてください。また、除草剤は使用しないでください。

7 墓碑等の設置基準

設備の種類	設 置 基 準
墓 碑	① 設置場所は、地下納骨施設の上部とします。 ② 高さは、220cm以内とします。 ③ 基数は、1基とします。
地下納骨施設	既存の物を使用します。
地蔵尊、線香台 供物台、塔婆立 墓 誌、置 台 灯 籠、花 立	① 高さは、180cm以内とします。 ② 地蔵尊、線香台、供物台、塔婆立、墓誌、置台の基数は、1基とします。 ③ 灯籠、花立は一对とします。
囲 障	既存の物を使用します。
樹 木	高さは、200cm以内とし、囲障の外側に出ないようにします。
備 考	① 高さの基準面は、墓前通路面とします。 ② 盛土は、高さ5cm以内とします。

日立市十王霊園案内



霊園への交通案内

- 1 自動車の場合
県道日立いわき線 「十王郵便局前」交差点から城の丘方面へ進み、左折します。
- 2 タクシーの場合
J R十王駅東口から約5分です。
- 3 徒歩の場合
J R十王駅西口から約15分です。

お問い合わせ先 日立市 環境推進課 衛生管理係
〒317-8601 日立市助川町1丁目1番1号
電話 0294-22-3111 内線542・543
IP電話 050-5528-5067(直通)
E-mail kankyo@city.hitachi.lg.jp 当月1日現在の墓所の空き状況はこちらから

